

第5章 推進体制の整備

1 職員体制の充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書に関する専門的な知識や、読み聞かせなどのきっかけづくりをする人的配置が必要です。

そのために、学校司書や図書館司書といった専門職員が、継続的かつ効率的に子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、施設に見合った職員数の確保と、職員の養成などの環境づくりに努めます。

2 関係機関との連携

本計画を実現していくため、家庭や地域、保育園、学校など、さらに行政等の関係機関やボランティア、市立図書館が連携し、各種事業の推進に取り組んでいきます。

また、資料の貸借や情報の提供、収集など、公共図書館間の相互の連携を深めます。なかでも、子ども読書支援センターの機能を有する県立図書館の講座や講師派遣、資料提供といった多くの支援を積極的に活用し、地域の子どもの読書活動を推進していきます。

3 財政上の措置

本計画の具体的な方策を実現するために、必要な財源の確保に努めていきます。また、必要に応じて、国や県へも働きかけていきます。

4 広報・啓発活動の推進

(1) 情報発信

市の「広報やまなし」やウェブサイト、SNS、CATVなどを利用して、イベント情報や実施した事業の紹介など、子どもの読書活動の推進に関わるさま

ざまな情報を発信します。

さらに、イベント情報や啓発内容のポスターやチラシなどを作成し、公共機関や民間施設にも掲示や配布を依頼して、地域住民に広く周知されるよう徹底します。

(2) 「子ども読書の日」などの周知

「子ども読書の日」(4月23日)や「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)を市全体における読書活動の取り組みの日とし、家庭や保育園、学校、市立図書館など、子どもに関わるさまざまな施設で行事を実施することにより、子ども読書活動を広め推進していきます。

(3) 市立図書館来館者への啓発

市立図書館において、市民のおすすめ本(子どもにすすめたい本・子どもがすすめたい本)の展示やおはなし会など、読書行事を多数開催し、来館者の関心を高めます。

また、各事業の内容や取り組んだ様子を図書館内において紹介し、来館した大人たちに啓発を図ります。

5 計画の成果の確認

市内の子どもたちの読書状況を把握するため、適宜読書調査を実施し、本計画の成果を点検します。また、毎年、計画に基づく事業の実施状況などについて山梨市立図書館協議会において確認し、改善に努めます。